

長崎大学、熊本県立大学及び福岡工業大学との環境分野における  
包括的連携協力に関する協定書

(秘密保持)

第6条 連携・協力の推進にあたり、相手方に提供する資料、情報等に秘密保持の取扱いを求める  
必要があるときは、3者が協議の上、別に定めるものとする。

長崎大学、熊本県立大学及び福岡工業大学（以下「3者」という。）は、次のとおり環境分野  
における包括的連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、3者が包括的な連携のもと、相互の更なる発展を目指し、環境分野を中心と  
して、教育、研究、地域貢献、产学連携、国際交流等の各方面にわたって広く協力し、社会に  
その成果を還元し、我が国の学術及び産業の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 3者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 学術研究に関すること。
- (2) 学生の教育及び研究に関すること。
- (3) 教員の研究交流に関すること。
- (4) 地域貢献及び产学連携に関すること。
- (5) 国内外の機関等との連携に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか本協定の目的を達成するために必要な事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる連携・協力事項を具体的かつ円滑に推進するため、連携協議会を置くもの  
とする。

2 連携協議会の構成、運営等に関する事項は、3者が協議の上、別に定めるものとする。

（連携・協力の具体的な実施内容等）

第4条 第2条に掲げる連携・協力事項の具体的な実施内容等は、連携協議会において協議の上、  
決定するものとする。

（知的財産の取扱い）

第5条 本協定に基づく連携・協力の推進により創成された知的財産権等に係る持分は、3者の  
貢献度を踏まえて決定するものとし、その維持・管理費用等に関しては、原則として、当該決  
定した持分に応じ、負担するものとする。

2 当該知的財産権等の実施の許諾、譲渡等の取扱いは、個別の案件ごとに3者が協議の上、決  
定するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定は、協定締結の日から発効し、3者のいずれかからの申出に基づき、解消の合意  
が成立したときに終了するものとする。

（疑義の決定）

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、3者が協議の上、決定  
するものとする。

3者は、本協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を  
保有するものとする。

平成26年12月4日

長崎大学長

片峰茂

熊本県立大学長

古賀実

福岡工業大学長

下村輝夫